

ver. 1.0
2026/04/01



白馬村宿泊税 電子申告の手引き

白馬村役場 税務課
長野県北安曇郡白馬村大字北城 7025 番地
TEL 0261-85-0712 (直通)

目次

第1章 白馬村宿泊税電子申告サービス（Graffer スマート申請）	1
1 電子申告の流れ	1
2 ログイン用アカウントの作成 手順1	2
3 ログインして申告手続きを行う 手順2	5
4 申請情報の複写機能	12
5 F A Q	13
第2章 地方税ポータルシステム（eLTAX）	16
※ サービス開始日は、令和8年11月24日（火）となります	16

○ 改訂履歴

ver.	発行日	改訂内容
ver. 1.0	2026/04/01	初版

第1章 白馬村宿泊税電子申告サービス（Graffer スマート申請）

1 電子申告の流れ

白馬村宿泊税電子申告サービス（Graffer スマート申請）を利用して、宿泊税の電子申告を行います。

利用できるサービスは、申告手続きのみになりますので、納入手続きは納入書により金融機関等で行うことになります。

手順1 ログイン用アカウントを作成する（初回のみ）

ログイン用アカウント（Graffer アカウント）を作成します。

Google 又は LINE アカウントでもログインすることができますので、いずれかのアカウントをお持ちの場合は、新たにログイン用アカウントを作成する必要はありません。

手順2 ログインして申告手続きを行う

手順1 で作成したアカウント（又は既にお持ちの Google 又は LINE アカウント）で白馬村宿泊税電子申告サービスにログインして、宿泊税の申告手続きを行います。

ログイン



申告情報の入力



申告情報の送信



申告の完了（完了メールの受信）

○ 推奨環境について

白馬村宿泊税電子申告サービスを利用するためには、以下の環境での利用を推奨しています。

スマートフォン 推奨 OS

iPhone iOS 最新版

Android Android OS 最新版

PC 推奨ブラウザ

Safari 最新版、Google Chrome 最新版、Microsoft Edge 最新版、Firefox 最新版

※ Internet Explorer では利用できません

2 ログイン用アカウントの作成 | 手順 1

白馬村宿泊税電子申告サービス（Graffer スマート申請）を利用するためには、初回のみログイン用アカウント（Graffer アカウント）を作成する必要があります。

Google アカウント又は LINE アカウントでログインする場合は、新たにアカウントを作成する必要はありません。

(1) 以下の URL 又は QR コードから白馬村宿泊税電子申告サービス（Graffer スマート申請）にアクセスしてください。

<https://ttzk.graffer.jp/vlg-hakuba/smart-apply/apply-procedure-alias/accommodation-tax>



令和8年度 宿泊税納入申告

入力の状況 0%

白馬村の「令和8年度 宿泊税納入申告」のオンライン申請ページです。

毎月の宿泊税の納入申告を行うことができます。
対象月の宿泊数を宿泊料金の区分（6,000円以上から100,000円以上までの4段階）ごとに入力すると、宿泊税額が自動計算され、そのまま申告することができます。

※ 納入手続き（電子納税）はできません
※ [宿泊税月計表](#) の添付が必要です
○ 令和8年度における申告納入期限の特例
令和8年度においては、令和9年1月申告納入分から特例の適用を受けることができます（令和9年1月～3月申告納入分について令和9年3月末日までにまとめて申告納入）。
令和8年7月～12月申告納入分は毎月の申告納入が必要となります。

Grafferアカウントを利用する方
ログインしていただく、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。

新規登録またはログインして申請

または

Grafferアカウントを利用しない方
メールアドレスの確認のみで申請ができます。
一時保存や申請履歴の確認など一部機能は使えません。

~~アカウント登録せずにメールで申請~~

(2) 「新規登録またはログインして申請」をクリックしてください

「アカウント登録せずにメールで申請」は申請履歴が残りませんので、使用しないでください

Grafferアカウントをお持ちの方

[Grafferアカウント規約](#) [プライバシーポリシー](#) をお読みのうえ、同意してログインしてください。ログインをもって、Grafferアカウント規約およびプライバシーポリシーに同意いただいたものとします。

[ログイン方法について教えてください](#)

[GビジネスIDでログインする](#)

Grafferアカウントをお持ちでない方

Grafferアカウントに登録すると、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。アカウント登録は無料です。

(3) 「新規アカウント登録」をクリックしてください

外部サービスで登録

[Grafferアカウント規約](#) [プライバシーポリシー](#) をお読みのうえ、同意してご登録ください。ご登録をもって、Grafferアカウント規約およびプライバシーポリシーに同意いただいたものとします。

[外部サービスでの登録とは？](#)

(4) アカウントの作成に必要な情報を入力してください

姓：特別徴収義務者の姓（法人名）
 名：特別徴収義務者の名（施設名称）
 メールアドレス：ログイン時に使用するほか、申告受付等に関するメールを受信
 パスワード：ログイン時に使用
 半角英数字と記号を組み合わせると8文字以上50文字以内

情報を入力して登録

すべての項目を入力し、アカウント登録に進んでください。

姓 必須 名 必須

メールアドレス 必須

パスワード 必須
 8文字以上50文字以内で入力してください。半角英数字と記号を使用可能です

パスワードを表示

[Grafferアカウント規約](#) [プライバシーポリシー](#) をお読みのうえ、同意してご登録ください。ご登録をもって、Grafferアカウント規約およびプライバシーポリシーに同意いただいたものとします。

(5) 入力が完了したら「Graffer アカウントに登録」をクリックしてください

Graffer
スマート申請
アカウントの仮登録完了

✓ アカウントの仮登録が完了しました。

本登録用のメールを送信しましたので、アカウントの本登録をお願いいたします。

メールが届かない場合、以下の2点をご確認ください

- ・迷惑メールフォルダに届いている
- ・入力されたメールアドレスに誤りがある

※PCメールの受信拒否設定をされている場合、「@mail.graffer.jp」を受信できるように設定いただきますようお願いいたします。

※本登録用のメールが届かない場合、お手数ですが、再度ご登録操作をお願いいたします。

(6) アカウントの仮登録完了画面が表示されます

件名「【Graffer アカウント】仮登録完了のお知らせ」というメールが届きますので、メール本文中の URL をクリックして本登録を完了させてください

【Grafferアカウント】仮登録完了のお知らせ

差出人: noreply@mail-sandbox.graffer.jp
宛先: zeimu@vill.hakuba.lg.jp
CC:
日時: 2026年04月16日(木) 15:47

Grafferのサービス利用アカウントの仮登録が完了しました。
以下のURLをクリックすることでアカウントの本登録が完了します。

<https://sandbox-accounts.graffer.jp/activation/aa-f343962f-9d1d-427a-8300-e75b0c4754bd>

引き続きサービスをご利用ください。

※本メールにお心当たりの無い方は、support@graffer.jp までご連絡いただけますと幸いです。
※本メールは自動送信です。このメールにご返信いただいてもお答えする事ができませんのでご了承ください。

株式会社グラファー

<https://graffer.jp/>
Copyright © Graffer, Inc.

(7) メール本文中の URL をクリックすると、本登録が完了します

Graffer
アカウント
アカウントの本登録完了

i アカウントの本登録が完了しました。

[こちらからログインしサービスをご利用ください。](#)

(8) ログイン用アカウント (Graffer アカウント) が作成されました

3 ログインして申告手続きを行う | 手順 2

手順 1（2 ページ）で作成した Graffer アカウントでスマート申請にログインし、宿泊税の申告手続きを行います。

Google アカウント又は LINE アカウントをお持ちの場合は、そのアカウントでログインしてください。

(1) 以下の URL 又は QR コードから白馬村宿泊税電子申告サービス（Graffer スマート申請）にログインしてください。

<https://ttzk.graffer.jp/vlg-hakuba/smart-apply/apply-procedure-alias/accommodation-tax>



○ 2 回目以降は、申請履歴から情報を複写して申請することができます（12 ページ）。

令和 8 年度 宿泊税納入申告

入力の状況 0%

白馬村の「令和 8 年度 宿泊税納入申告」のオンライン申請ページです。

毎月の宿泊税の納入申告を行うことができます。
対象月の宿泊数を宿泊料金の区分（6,000円以上から100,000円以上までの4段階）ごとに入力すると、宿泊税額が自動計算され、そのまま申告することができます。

※ 納入手続き（電子納税）はできません
※ [宿泊税月計表](#) の添付が必要です

○ 令和 8 年度における申告納入期限の特例
令和 8 年度においては、令和 9 年 1 月申告納入分から特例の適用を受けることができます（令和 9 年 1 月～3 月申告納入分について令和 9 年 3 月末日までにまとめて申告納入）。
令和 8 年 7 月～12 月申告納入分は毎月の申告納入が必要となります。

Graffer アカウントを利用する方
ログインしていただくと、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。

新規登録またはログインして申請

または


Graffer アカウントを利用しない方
メールアドレスの確認のみで申請ができます。
一時保存や申請履歴の確認など一部機能は使えません。


~~アカウント登録せずにメールで申請~~


「新規登録またはログインして申請」をクリックしてください

Grafferアカウントをお持ちの方

[Grafferアカウント規約](#) [プライバシーポリシー](#) をお読みのうえ、同意してログインしてください。ログインをもって、Grafferアカウント規約およびプライバシーポリシーに同意いただいたものとします。

 Googleでログイン

 LINEでログイン

 メールアドレスでログイン

[ログイン方法について教えてください](#)

「メールアドレスでログイン」をクリックしてください

[GビジネスIDでログインする](#)

Grafferアカウントをお持ちでない方

Grafferアカウントに登録すると、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。アカウント登録は無料です。

[新規アカウント登録](#)

手順1で登録したメールアドレス及びパスワードを入力してください

メールアドレスでログイン

メールアドレス 必須

パスワード 必須

パスワードを表示


[Grafferアカウント規約](#) [プライバシーポリシー](#) をお読みのうえ、同意してログインしてください。ログインをもって、Grafferアカウント規約およびプライバシーポリシーに同意いただいたものとします。


[パスワードをお忘れの方はこちら](#)

[ログイン](#)

入力が完了したら「ログイン」をクリックしてください

他の方法でログインする

 Googleでログイン

 LINEでログイン

[ログイン方法について教えてください](#)

Grafferアカウントをお持ちでない方

Grafferアカウントに登録すると、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。アカウント登録は無料です。

[新規アカウント登録](#)

令和8年度 宿泊税納入申告

入力状況

0%

白馬村の「令和8年度 宿泊税納入申告」のオンライン申請ページです。

毎月の宿泊税の納入申告を行うことができます。
対象月の宿泊数を宿泊料金の区分（6,000円以上から100,000円以上までの4段階）ごとに入力すると、宿泊税額が自動計算され、そのまま申告することができます。

※ 納入手続き（電子納税）はできません

※ [宿泊税月計表](#) の添付が必要です

○ 令和8年度における申告納入期限の特例

令和8年度においては、令和9年1月申告納入分から特例の適用を受けることができます（令和9年1月～3月申告納入分について令和9年3月末日までにまとめて申告納入）。

令和8年7月～12月申告納入分は毎月の申告納入が必要となります。

利用規約をご確認ください

[利用規約](#) に同意して、申請に進んでください。

利用規約に同意する 必須

申請に進む

利用規約を確認し、「利用規約に同意する」にチェックを入れた上で、「申請に進む」をクリックしてください

(2) 申請者の種別を入力する。

○ 個人の場合

特別徴収義務者

申請者の種別 必須

個人

法人

名前 必須

名前（カナ） 必須

郵便番号 必須

ハイフンなしの半角7桁で入力してください

① 「郵便番号から住所を入力」を押すと、住所の一部が自動入力されます。

住所 必須

① 自動入力後、番地、マンション名、部屋番号など、住所の続きがあれば入力してください。

電話番号 必須

申請内容に確認が必要な際に連絡することがあるため、日中に連絡が取れる電話番号を入力してください

メールアドレス 任意入力

zeimu@vill.hakuba.lg.jp

入力内容に不備があります。内容を確認してください。

一時保存して、次へ進む

入力が完了したら、「一時保存して、次へ進む」をクリックしてください

○ 法人の場合

申請者の種別 必須

個人

法人

法人名 必須

法人名 (カナ) 必須

郵便番号 必須

ハイフンなしの半角7桁で入力してください

① 「郵便番号から住所を入力」を押すと、住所の一部が自動入力されます。

本店所在地 必須

① 自動入力後、番地、マンション名、部屋番号など、住所の続きがあれば入力してください。

法人番号 必須

法人代表者名 必須

電話番号 必須

申請内容に確認が必要な際に連絡することがあるため、日中に連絡が取れる電話番号を入力してください

メールアドレス 自動入力

連絡担当者名 必須

申請内容に確認が必要な際に連絡することがあるため、担当者の氏名を入力してください

入力内容に不備があります。内容を確認してください。

特別徴収義務者が法人の場合は、申請者の種別で法人を選択し、「法人名」「法人名 (カナ)」「郵便番号」「本店所在地」「法人番号」「法人代表者名」「電話番号」「連絡担当者名」を入力してください。「メールアドレス」は自動で入力されています。

法人名を検索して自動入力すると、「法人名」「郵便番号」「本店所在地」「法人番号」が自動で入力されます。

入力が完了したら、「一時保存して、次へ進む」をクリックしてください

(3) 宿泊施設の種別を入力する。

○ 旅館業の場合

宿泊施設

宿泊施設の種別 必須

旅館業

住宅宿泊事業 (民泊)

施設の名称 必須

施設名を入力

所在地 必須

白馬村大字...

課税番号 必須

宿泊税特別徴収義務者証票の右下に記載の施設番号 (全10桁) を入力してください
施設番号の合算申告の場合は、「宿泊税合算申告納入承認通知書」に記載された合算申告指定番号 (全10桁) を入力してください

入力内容に不備があります。内容を確認してください。

経営している施設が旅館業の場合は、宿泊施設の種別で旅館業を選択し、「施設の名称」「所在地」「課税番号」を入力してください。

「課税番号」は、宿泊税特別徴収義務者証票の右下に記載の施設番号 (全10桁) です。

入力が完了したら、「一時保存して、次へ進む」をクリックしてください

○ 住宅宿泊事業（民泊）の場合

宿泊施設

宿泊施設の種別 必須

旅館業

住宅宿泊事業（民泊）

届出番号 必須
住宅宿泊事業届出受理の際に発行される欄頭に記載された届出番号（M20●●●●●●）を入力してください

M20...

所在地 必須
日馬村大字...

課税番号 必須
宿泊税特別徴収義務者証票の右下に記載の施設番号（全10桁）を入力してください
複数施設の合算申告の場合は、「宿泊税合算申告納入承認通知書」に記載された合算申告指定番号（全10桁）を入力してください

入力内容に不備があります。内容を確認してください。

一時保存して、次へ進む

[戻る](#)

経営している施設が住宅宿泊事業（民泊）の場合は、宿泊施設の種別で住宅宿泊事業（民泊）を選択し、「届出番号」「所在地」「課税番号」を入力してください。

「届出番号」は、住宅宿泊事業の届出受理の際に発行される標識に記載された届出番号（M20●●●●●●）を入力してください。

「課税番号」は、宿泊税特別徴収義務者証票の右下に記載の施設番号（全10桁）です。

入力が完了したら、「一時保存して、次へ進む」をクリックしてください

(4) 申告情報を入力する

○ 申告年月（宿泊年月）を選択する

宿泊税納入申告

申告年月（宿泊年月） 必須

選択してください

期別 自動計算

0

「申告年月（宿泊年月）」は、○年○月宿泊分と表示されていますので、申告の対象となる宿泊年月を選択してください

「期別」は、「申告年月（宿泊年月）」に応じて自動で表示されます。

○ 宿泊数を入力する

宿泊数 | a 6,000円以上20,000円未満 必須
1人1泊当たり6,000円以上20,000円未満の宿泊数を入力してください
対象となる宿泊がなかった場合は「0」を入力してください

税額 | a 6,000円以上20,000円未満 自動計算
宿泊数×税率200円です

0

宿泊数 | b 20,000円以上50,000円未満 必須
1人1泊当たり20,000円以上50,000円未満の宿泊数を入力してください
対象となる宿泊がなかった場合は「0」を入力してください

税額 | b 20,000円以上50,000円未満 自動計算
宿泊数×税率400円です

0

宿泊数 | c 50,000円以上100,000円未満 必須
1人1泊当たり50,000円以上100,000円未満の宿泊数を入力してください
対象となる宿泊がなかった場合は「0」を入力してください

税額 | c 50,000円以上100,000円未満 自動計算
宿泊数×税率800円です

0

宿泊数 | d 100,000円以上 必須
1人1泊当たり100,000円以上の宿泊数を入力してください
対象となる宿泊がなかった場合は「0」を入力してください

税額 | d 100,000円以上 自動計算
宿泊数×税率1,800円です

0

該当する税額区分の「宿泊数」に課税対象の宿泊数を入力してください
「税額」は、入力された宿泊数から自動で計算されます

(重要)
対象となる宿泊がなかった区分には「0」を入力する必要があります。

○ 課税対象外宿泊数を入力する

A 課税対象外宿泊数 小計 自動計算

B 課税対象外宿泊数 必須

課税対象外となる以下の宿泊数の合計を入力してください

- ・ 1人1泊6,000円未満
- ・ 課税免除（修学旅行等、外国大使等）

対象となる宿泊がなかった場合は「0」を入力してください

税額 小計 自動計算

課税対象外宿泊数の合計（免税点未
満、課税免除）を入力してください

（重要）
課税対象外の宿泊数がなかった場合は「0」を入力
してください。

○ 宿泊税月計表等を添付する

宿泊税月計表等の添付 必須

課税対象外及び課税対象外の宿泊数が宿泊年月日ごとに記載された書類（宿泊税月計表等）を添付
してください

「ファイルを選択」をクリックして、宿泊税月計
表等を添付してください

（添付可能なファイルの形式）
Microsoft Word ファイル（docx）
Microsoft Excel ファイル（xlsx）
PDF ファイル（pdf）
画像ファイル（png,jpg,jpeg,gif,heif,heic）
圧縮ファイル（zip）

○ 複数施設の合算申告

複数施設の合算申告 必須

複数施設の合算申告の場合は、宿泊施設ごとの宿泊税月計表を添付してください

※ 宿泊税月計表が添付されていない、又は添付ファイルに不備がある申告は、受け付けること
ができません。

合算申告である（施設ごとの宿泊税月計表を添付）

合算申告ではない

宿泊施設ごとの宿泊税月計表 必須

合計税額 | 納入すべき金額 自動計算

複数施設の合算申告である場合は、「合算申告であ
る」を選択した上で、宿泊施設ごとの宿泊税月計表を
添付してください。

合算申告でない場合は、「合算申告ではない」を選
択してください。

（注意）
複数施設の宿泊施設を合算して申告及び納入する
場合は、村に申請し、承認を受ける必要があります。

(5) 申請内容を確認する

申請内容の確認

特別徴収義務者

申請者の種別 **必須**

個人 [編集](#)

名前 **必須**

白馬村役場 [編集](#)

名前(カナ) **必須**

ハクバムラクバ [編集](#)

郵便番号 **必須**

3999301 [編集](#)

住所 **必須**

長野県北安曇郡白馬村北城 [編集](#)

電話番号 **必須**

0261850712 [編集](#)

メールアドレス 自動入力

zeimu@vill.hakuba.lg.jp

宿泊数 | a 6,000円以上20,000円未満 **必須**

200 [編集](#)

税額 | a 6,000円以上20,000円未満 自動計算

40000

宿泊数 | b 20,000円以上50,000円未満 **必須**

0 [編集](#)

税額 | b 20,000円以上50,000円未満 自動計算

0

宿泊数 | c 50,000円以上100,000円未満 **必須**

0 [編集](#)

税額 | c 50,000円以上100,000円未満 自動計算

0

宿泊数 | d 100,000円以上 **必須**

0 [編集](#)

税額 | d 100,000円以上 自動計算

0

A 課税対象宿泊数 小計 自動計算

200

B 課税対象外宿泊数 **必須**

30 [編集](#)

税額 小計 自動計算

40000

宿泊税月計表等の添付 **必須**

[102【様式第2号】宿泊税納入申告書.xlsx](#) [編集](#)

複数施設の合算申告 **必須**

合算申告ではない [編集](#)

合計税額 | 納入すべき金額 自動計算

40000

[この内容で申請する](#)

申請内容を確認し、間違いがなければ、「この内容で申請する」をクリックしてください
申請内容を修正する場合は、「編集」をクリックして、該当箇所を修正してください
(重要)
申請後に申請内容の修正はできませんので、申請する前に内容をご確認ください

申請が完了しました

完了メールを登録頂いたメールアドレスに送信しました。また、[申請内容はこちら\(申請詳細\)](#)からご確認ください。

※メールが届かない場合は、迷惑メールフォルダに振り分けられている可能性がありますので、一度ご確認ください。

アンケートのお願い

オンライン手続きにはどのくらいご満足いただけましたか？

不満 ☆☆☆☆☆ 満足

ご感想 任意

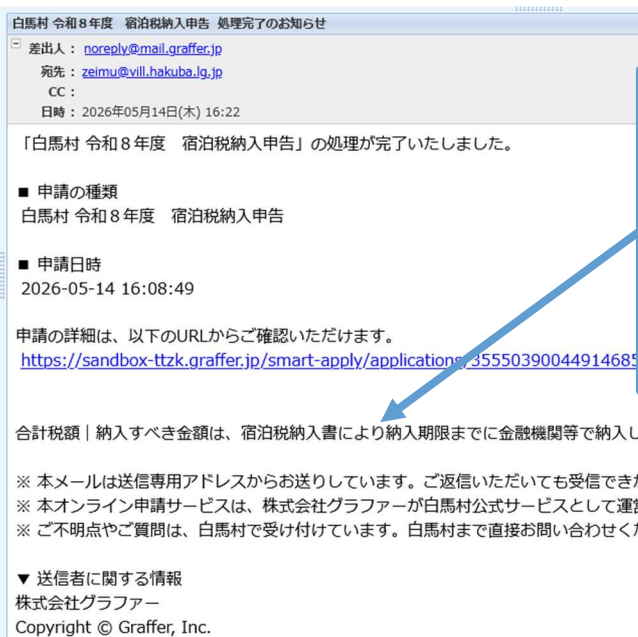
オンライン手続きの良かった点や、今後オンライン手続きをより良いものにするための改善点などを具体的にお聞かせください。

記載内容はご感想やご意見に限らせていただいており、質問に対する回答は起こっておりません。
ご質問や申請内容に関する補足は、白馬村までお問い合わせください。

[利用規約に同意してアンケートを送信する](#)

「この内容で申請する」をクリックし、上記画面が表示されましたら、申請は完了です。

(6) 処理完了のお知らせメールの受信



白馬村役場で受付処理が終わると、「白馬村 令和〇年度 宿泊税納入申告 処理完了のお知らせ」というメールが届きます。申告税額（合計税額 | 納入すべき金額）を宿泊税納入書により納入期限までに金融機関等で納入してください。

4 申請情報の複写機能

白馬村宿泊税電子申告サービス（Graffer スマート申請）には、申請履歴から情報を複写し、新たに申請することができる機能があります。ただし、「アカウント登録せずにメールで申請」は申請履歴が残らないため、複写機能を利用することができません。

(1) 申請一覧から複写する申請情報を選択する

○ 申請一覧を確認する



ログインした後に表示される画面の右上にアカウント名があります。これをクリックすると、メニューが表示されますので、「申請一覧」をクリックしてください。



申請一覧が表示されますので、複写する申請の「詳細を確認する」をクリックしてください。

(2) 複写した申請から新規申請を作成する



複写したい申請の内容が表示されますので、「この申請をもとに新規申請」をクリックしてください。

次の画面で、「利用規約に同意する」にチェックを入れた上で、「申請に進む」をクリックすると、情報が複写されますので、これをもとに新規申請を作成してください。

(注意)

申告年月（宿泊年月）の修正漏れに注意してください。

5 FAQ

Q 1 複数の宿泊施設を運営していますが、アカウントは施設ごとに作成する必要がありますか。

A 1つのアカウントで複数の宿泊施設の申告が可能ですので、施設ごとにアカウントを作成する必要はありません。なお、施設ごとにアカウントを作成することもできますが、同じメールアドレスで複数のアカウントを作成することができませんので、アカウントごとにメールアドレスが必要になります。

Q 2 申請内容に誤りがありました。修正方法を教えてください。

A 申請後に申請内容の修正はできませんので、内容に誤りがあった場合は当該申請の取下げを行い、改めて申請を行うようになります。ただし、以下の方法による取下げは、処理状況（対応ステータス）が「受付済」の場合に限られますので、これ以外の場合は、お手数ですが、税務課までご連絡をお願いします。

ログインした後に表示される画面の右上にアカウント名があります。これをクリックすると、メニューが表示されますので、「申請一覧」をクリックすると、申請一覧が表示されます。

当該申請の「詳細を確認する」をクリックしてください。

「申請を取り下げる」をクリックすると、以下の画面が表示されますので、「取り下げる」をクリックしてください。

申請一覧の対応ステータスが「受付済」から「取下げ」に変更となりますので、改めて申請を行ってください。

Q 3 申請の処理状況を確認することはできますか。

A 申請の処理状況は、申請一覧から確認することができます。対応ステータス及び状態は以下のとおりです。

対応ステータス	状態
受付済	納入申告書の提出が完了した（税務課に申告データが到達した）状態
処理中	税務課の職員が申告内容を確認している状態
完了	申告内容の確認が終了し、当該申告手続きが完了した状態
不受理	申告内容の不備等により、当該申告が受理されなかった状態

Q 4 申告納入期限の特例を受けていますが、どのように申請するのですか。

A 令和8年度においては、令和9年1月申告納入分から特例の適用を受けることができます（令和9年1月～3月申告納入分について令和9年3月末日までにまとめて申告納入）が、令和8年7月～12月申告納入分は毎月の申告納入が必要となります。

令和9年1月には、申告納入期限の特例に対応した申請フォームを公開しますので、そのフォームにより申請してください。ただし、特例適用の承認を受けずに申告されても受け付けることはできません。

Q 5 複数施設の合算申告納入の承認を受けていますが、どのように申請するのですか。

A 複数施設の合算申告である場合は、宿泊数を入力した後に「合算申告である」を選択した上で、宿泊施設ごとの宿泊税月計表を添付してください（10ページの○複数施設の合算申告手順）。複数施設の宿泊数の合算値の入力～合算月計表の添付～「合算申告である」の選択～宿泊施設ごとの月計表の添付といった流れになります。

Q 6 電子納税はできますか。

A 電子納税には対応していません。そのため、お手数ですが、納入書により金融機関等での納入をお願いします。

Q 7 申告すべき宿泊税が0円の場合も申告は必要ですか。

A 宿泊者がいなかった、課税対象外の宿泊（免税点未満、課税免除）のみであった等、申告すべき宿泊税が0円の場合も申告手続き（ゼロ申告）を行ってください。

第2章 地方税ポータルシステム（eLTAX）

※ サービス開始日は、令和8年11月24日（火）となります

（1）サービス開始日とそれまでの対応

宿泊税を新たな取扱税目として追加する場合、村において「導入申請（サービス追加）→マスタ情報申請→マスタ反映→サービス開始」という流れで手続きをする必要があります。

令和8年度は9月にeLTAX（エルタックス）のシステム更改があるため、これらの手続きの完了日は、令和8年11月23日（月）となってしまいます。そのため、eLTAX（エルタックス）を利用した宿泊税に関する各種手続きは、令和8年11月24日（火）からご利用いただけるようになります。

年月	Graffer スマート申請	eLTAX（エルタックス）
令和8年6月	○ サービス利用可（申告手続きのみ）	× サービス利用不可
令和8年7月	↓	↓ 導入申請（サービス追加）
令和8年8月	↓	↓ マスタ情報申請
令和8年9月	↓	↓ システム更改
令和8年10月	↓	↓ マスタ反映
令和8年11月	↓	○ サービス利用可（電子申告・納税）
令和8年12月	↓	↓
令和9年1月	↓	↓

eLTAX（エルタックス）による各種手続きのご準備を進めていただいていた皆さまには、ご不便・ご迷惑をおかけすることとなり、誠に申し訳ございません。

サービス開始日までは、「第1章 白馬村宿泊税電子申告サービス（Graffer スマート申請）（1ページ）」をご利用くださいますようお願い申し上げます。

eLTAX（エルタックス）による各種手続きをご予定なさっていた場合、以下によりご対応くださいますようお願い申し上げます。

申告年月	申告	納入
令和8年7月	Graffer スマート申請	納入書により金融機関等で納入
令和8年8月	↓	↓
令和8年9月	↓	↓
令和8年10月	↓	↓
令和8年11月	eLTAX	eLTAX 又は納入書により金融機関等で納入
令和8年12月	↓	↓
令和9年1月	↓	↓
令和9年2月	↓	↓

（2）手引きの改訂

次の改訂（令和8年10月を予定）において、eLTAX（エルタックス）による宿泊税の電子申告等を追記します。



〒399-9393

長野県北安曇郡白馬村大字北城 7025 番地

白馬村役場

税務課

TEL 0261-85-0712 (直通)

FAX 0261-72-7001

E-Mail : zeimu@vill.hakuba.lg.jp